

会 議 結 果 報 告 書

- 1 定例会
- 2 開会日時 令和8年7月28日（火）午後1時30分
- 3 閉会日時 令和8年7月28日（火）午後1時50分
- 4 出席者 教育長
教育委員 4人 計5人
- 5 議決等の状況

原案可決	2件	承認	0件
一部修正可決	0件	同意	0件
継続審議	0件	その他	0件
- 6 議事録 別添のとおり

教育委員会定例会議事録

- 1 会議年月日 令和8年7月28日（火）
- 2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田 憲章
委員	玉井 節夫
委員	神原 謙治
委員	松本 真奈美
委員	米田 珠美

計 5人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

・ 6月26日（金）～30日（火）

令和8年第4回府中町議会定例会

・ 7月 9日（木）

令和8年度広島県女性教育委員グループ総会及び第1回研修会

日程第3 第5号議案 府中町立体育場管理運営規則及び選挙運動のためにする個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額を定める規則の一部改正について

第6号議案 選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	中本 孝弘	教育次長兼学校教育課長	宍田 貴
教育次長兼社会教育課長	砂崎 勇介	教育総務課長	宮脇 理恵
教育総務課総務係長	信岡 久美	教育総務課主査	野田 直子

6 議事の内容

（開会 午後1時30分）

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

（異議なし）

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と米田委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。

日程第2、教育長報告を議題といたします。教育長報告、会議等2件です。

1件目は、6月26日金曜日から30日火曜日の日程で開催されました「令和8年第4回府中町議会定例会」についてです。教育委員会関係の一般質問について、教育部長から報告します。

教育部長

教育部長です。6月定例会で提出のあった一般質問通告の写しを配布していますので、ご覧ください。

6月定例会では一般質問が15件あり、うち教育委員会関係は2件でした。

まず1件目は、屋内運動場の空調設備の早期整備について、梶川議員から質問がありました。

質問の主旨は、小中学校屋内運動場への空調設備の整備を進めてほしいというものです。

1回目の質問は、体育館空調設備の必要性について、教育委員会の認識と、その整備スケジュールを第5次総合計画で令和10年度の計画としているのはなぜか、という2点です。

まず、教育委員会として体育館への空調設備は学校教育環境を改善するために必要と認識しており、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時は町の指定避難所なので多くの住民が避難することからも必要と考えていることを答弁しました。

2点目の、令和10年度での計画としていることについては、現在、特別教室に空調設備を設置するため設計業務を行っており、令和9年度は特別教室への設置を行い、そのあと屋内運動場に着手する計画としていることから、屋内運動場は令和10年度設置の計画としていることを答弁しました。

2回目の質問では、空調設備整備に係る特定財源について質問があり、国費、起債等の要件を確認しながら、町にとって有利な財源の確保を進めていく旨を答弁しました。

続いて2件目、闇バイト犯罪から児童生徒を守るための意識啓発教育について、安部議員から質問がありました。

質問の主旨は、SNSを通じた闇バイトに関連した犯罪に小中学生が巻き込まれるリスクがあることから、学校教育における情報モラル教育として注意喚起・啓発を行うことが重要である、というものです。

質問は2点で、闇バイトに関する注意喚起・啓発をどのように実施しているか、SNS等を通じた犯罪に巻き込まれないよう、どのような情報教育を実施しているか、というものです。

各学校では、闇バイトをはじめとするスマホ、SNSを通じた犯罪については情報モラルの教育を進めており、小中学校では道徳や学級活動のときに、情報発信による影響、知的財産権、犯罪被害を含む危険の回避など児童生徒の発達段階に応じて情報モラルを身につけさせる教育を実施していること、また、警察やNTT等の通信会社から外部講師を招き、犯罪防止教室を行っており、教育委員会としても、引き続き学校に対して指導・助言・支援を行っていくことを併せて答弁しました。

2回目は、闇バイトやSNS犯罪に精通した外部講師を活用し、情報モラル教育の充実を図る考えについて質問があり、学校でも教育活動で設定した「めあて」を達成するため、必要に応じて外部講師を活用していること、外部講師が遠方の場合の交通費など必要な経費について、予算確保に努めていくことを答弁しました。

以上です。

教育長

2件目は、7月9日木曜日に広島市内で開催されました「令和8年度広島県女性教育委員グループ総会及び第1回研修会」についてです。米田委員にご参加いただきましたので、ご報告等をいただければと思います。

米田委員

岡山県教育庁生涯学習課地域学校協働活動アドバイザーの安田さんの講話がありました。今この講話がYouTubeチャンネルで8月17日まで公開されております。

プロフィールに書かれていますが、校長先生をされた後、社会教育行政に携わっておられて、2つの学校での取組をご紹介いただきました。

最初にコミュニティスクールとは、どういうものなのかというところを抑えたうえで、それぞれの学校に赴任されて直ぐにコミュニティスクール、地域学校協働活動がスムーズに行われた訳ではなかったようで、それぞれに色々な仕組みを入れられて、熟議、対話を大切にされたようです。

地域防災が切り口としては、地域と協働で動きやすいということで、16ページの寄島での防災の取組が、私は印象に残りました。普段、避難訓練をしているとき、寄島地域に南海トラフ地震がきたとき、約3mの津波が約4時間で到達すると予測されていて、垂直避難をしても建物によっては水が来る可能性があるので、垂直避難は校舎3階以上、水平避難は計画としては、あったのですが、水平避難をしたことがなかったということで、教職員を含め、1回やった方がいいのではという話が出たそうです。浅口市が指定されていた場所が学校から5km先ということで、途中、崖崩れがある危険区域も通って避難しないといけない状況にあって、実際子どもたちが歩いてみたところ、低学年や園児は5km先まで歩けない。これは絵に描いた餅ではないかというような反省が出たそうです。では、どういうふうに、どこだったら短時間に安全なところに水平避難できるかということを小学校と浅口市の防災担当と県の小学校安全関係者で話し合いをしたところ、学校から近いところの山の丘の上がいいのではとなったのですが、そこは、民間の方がお持ちの駐車場であったり、畑であったりということでしたが、これを地域協働活動の中でやっていたことで、学校運営協議会委員の方が持ち主の方を知っていて、実際、「子どもがいざというときは避難させてください。」という許可を取りにいった、ということができた。まずは避難ルールを子どもや地域の人と一緒に考えて、一緒に歩いてみようということで、全教職員、地域住民、中学生、大学生とどんどん関わる人が増えてきて、実際に一緒に避難訓練をするように「防災街歩き」という名前なんです。元々は4年生の社会科の防災からの発生だったらしいですが、どんどん色々な人が関わってくださるようになって、今は、なんと三方向の水平避難の場所で、子どもたちが、こっちから波が来るかもしれないとか、こっちから来たらどうしようとか、3パターンを考えているということでした。

見守りのおじさんも「いざとなったら、ここに立ってあげるよ。」ということも決めているそうです。それぞれの場所に大人が立てるように訓練をしているということです。こと有りきではなくて、何のためにやるのかということとか、子どもの意見を中心に組み込んで結果として、地域全体での防災の活動に結びついたということで、最初から防災の活動がしたいということではなく、子どもたちや地域の意見の積み重ねで、結果がここまでできたというところが、とても心に残りました。どうしてもイベント有りきになりがちで、イベントができたらOKになりがちですが、そうではなく

て、どんどん発展させていらっしゃるし、本当に地域の人たちも当事者意識をもって参加していらっしゃるということがわかって、とてもいい取組だなと思いました。

また、この先生がとても魅力的な方で、一緒に参加された皆さんも楽しそうに参加されていました。

その後、グループワークで、コミュニティスクールについて、それぞれのグループで、ここができていないけど、こういうことがしたいとか、ここまでできているけど、もう1個ここがしたいといったような情報交換をしました。

以上です。

教育長

報告は以上です。

それでは「会議等」について、何かご質問等ございますか。

(な し)

教育長

では次に参ります。日程第3、第5号議案「府中町立体育場管理運営規則及び選挙運動のためにする個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額を定める規則の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第5号議案、令和8年7月28日、「府中町立体育場管理運営規則及び選挙運動のためにする個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額を定める規則の一部改正について」、府中町立体育場管理運営規則及び選挙運動のためにする個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。

第5号議案について説明します。

改正の趣旨は、府中町立体育場の廃止に伴い、関連規定を一部改正するものです。

資料1ページからの新旧対照表をご覧ください。

第1条による改正は、府中町立体育場管理運営規則の一部改正です。

別表に規定する第7条電力使用料に関し、府中町立体育場体育館の項を削除するものです。

第2条による改正は、選挙運動のためにする個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額を定める規則の一部改正です。

本則の表に規定する選挙運動のためにする個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額に関し、町立体育場体育館の項を削除するものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(な し)

教育長

ないようでございます。よって日程第3、第5号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決します。

教育長

では次に参ります。日程第3、第6号議案「選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第6号議案、令和8年7月28日、「選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示について」、選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。

第6号議案について説明します。

改正の趣旨は、第5号議案の規則改正と同様、府中町立体育場の廃止に伴い、関連規定を一部改正するものです。

資料1ページからの新旧対照表をご覧ください。

第1条第1号の表では「町立体育場」の項、同条第2号及び第3号の表では「町立体育場体育館」の項を削除するものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(な し)

教育長

ないようでございます。よって日程第3、第6号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決します。

教育長

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後1時50分)